

『専門実践教育訓練給付金』のご案内

～東京都立産業技術大学院大学(AIIT)で利用する場合～

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

雇用保険の一般被保険者である方又は一般被保険者であった方のうち、一定の要件を満たし、本学の情報アーキテクチャコース又は創造技術コースを修了した方を対象に、学生本人が支払った入学料・授業料の50%(1年あたりの上限40万円)が給付されます。また、修士(専門職)を取得し、かつ修了した日から1年以内に被保険者として雇用された又は雇用されている場合にはさらに20%(年間上限16万円)が追加支給されます。加えて、令和6年10月1日以降に受講を開始する方につきましては、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)が追加支給されます。

【対象講座】

- 情報アーキテクチャコース
- 創造技術コース

【受給資格確認申請】

入学の原則 2週間前までに、住所を管轄するハローワークに来所の上、手続きを行ってください。

入試日程によっては受験や合否通知よりも前にハローワークでの手続きを行う必要があります。

※提出書類、手続き方法その他詳細について、必ずハローワークの情報を確認してください。

【支給申請】

入学後、6か月ごとに住所を管轄するハローワークに来所して、支給申請を行います。支給申請には、法人(大学)が発行又は配布する領収書、受講証明書、申請書等の書類が必要です。

※ご希望の方には産技大窓口にて、ハローワークのパンフレットをお配りします。

【給付額】

	専門実践教育訓練
給付額	受講者が支払った入学料・授業料の50% (受講終了日から1年以内に被保険者として、雇用された又は雇用されている場合等には20%を追加支給加えて、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)が追加支給されます。)
給付額の上限	40万円(年間)
給付期間	原則2年 (追加支給を受ける場合は最長3年)

※本学の専門実践教育訓練給付金は訓練期間2年です。長期履修制度を利用する場合は支給を受けられません。

※「東京都の住民」とは、本人又は配偶者若しくは一親等の親族が、入学日の1年前から引き続き東京都内に住所を有する者をいいます。

※入学料及び授業料のみ対象となります。講義で指定された教材の購入費や交通費等の経費は含まれません。

※給付額は、納付した額により変動します。